

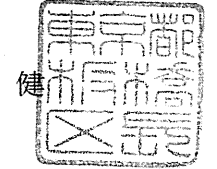
特定生産緑地（板橋区）の指定



生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第 4 項の規定に基づき、次のように公示する。

令和 2 年 1 2 月 9 日

東京都板橋区長 坂 本



番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
特 22-16	板橋区徳丸七丁目地内	約 1,930 m <sup>2</sup>	令和 14 年（2032 年） 11 月 5 日
特 22-22	板橋区成増四丁目地内	約 1,950 m <sup>2</sup>	
特 22-23	板橋区成増四丁目地内	約 630 m <sup>2</sup>	
特 22-24	板橋区成増四丁目地内	約 2,920 m <sup>2</sup>	
特 22-25	板橋区赤塚五丁目地内	約 1,170 m <sup>2</sup>	
特 22-26	板橋区蓮根二丁目地内	約 2,830 m <sup>2</sup>	
特 22-27	板橋区常盤台三丁目地内	約 400 m <sup>2</sup>	
特 22-28	板橋区徳丸五丁目地内	約 750 m <sup>2</sup>	
特 22-29	板橋区徳丸五丁目地内	約 770 m <sup>2</sup>	
特 22-30	板橋区徳丸四丁目地内	約 500 m <sup>2</sup>	
特 23-8	板橋区成増四丁目地内	約 1,390 m <sup>2</sup>	令和 15 年（2033 年） 10 月 26 日
特 23-9	板橋区西台三丁目地内	約 830 m <sup>2</sup>	

「区域は指定図表示のとおり」